第十七条の二十八の二十第一項中「第五十二条の三十二第二項の規定」を「第百六十一条第二項」に、「第五十二条の八第四項」を「第百十六条第五項」に改め、同条第二項中「第五十二条の三十二第二項の規定」を「第百六十一条第二項」に、「第五十二条の八第四項ただし書」を「第百十六条第五項ただし書」に改め、同条を第二百三条とする。

第十七条の二十八の十九中「第五十二条の三十二第二項」を「第百六十一条第二項」に、「第五十二条の八第二項」を「第百十六条第二項」に改め、同条を第二百二条とする。

第十七条の二十八の十八第一項中「第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第三項の法第五十二条の三十第二項第五号ロ(1)」を「第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第三項の法第百五十九条第二項第五号ロ(1)」に改め、同項第一号中「第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第三項」を「第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第三項」に、「第五十二条の三十第二項第五号ロに」を「第百五十九条第二項第五号ロに」に、「第五十二条の三十第二項第五号ロの」を「同号ロの」に改め、同項第二号中「第十七条の二十八の四第六項」を「第百八十五条第六項」に、「第五十二条の三十第二項第五号ロ」を「第百五十九条第二項第五号ロ」に改め、同条を第二百一条とする。

第十七条の二十八の十七中「第五十二条の三十二第二項の規定」を「第百六十一条第二項」に、「第五十二条の八第二項」を「第百十六条第二項」に改め、同条第一号中「第五十二条の三十第二項第五号ロ(2)」を「第百五十九条第二項第五号ロ(2)」に、「第五十二条の三十二第一項」を「第百六十一条第一項」に、「第十七条の二十八の四第三項」を「第百八十五条第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「第五十二条の三十二第一項」を「第百六十一条第一項」に、「第十七条の二十八の四第五項」を「第百八十五条第五項」に、「すべて」を「全て」に、「第十七条の二十八の十九」を「第二百二条」に、「第五十二条の三十第二項第五号イ」を「第百五十九条第二項第五号イ」に改め、同条第三号中「なお法第五十二条の三十第二項第五号イ」を「なお法第百五十九条第二項第五号イ」に、「、法第五十二条の三十第二項第五号イ」を「、同項第五号イ」に改め、同条を第二百条とする。

第十七条の二十八の十六中「第五十二条の三十二第一項」を「第百六十一条第一項」に改め、同条を第百九十九条とする。

第十七条の二十八の十五を削る。

第十七条の二十八の十四第一項中「第五十二条の三十一第二号」を「第百六十条第二号」に、「別表第二十三号」を「別表第六十四号」に改め、同条第三項中「替える」を「代える」に改め、同条を第百九十八条とする。

第十七条の二十八の十三の前の見出しを削り、同条中「第五十二条の三十一第一号」を「第百六十条第一号」に、「別表第二十二号」を「別表第六十三号」に改め、同条を第百九十七条とし、同条の前に見出しとして「(届出等)」を付する。

第十七条の二十八の十二第一号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百九十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(認定証の訂正)

第百九十五条　認定放送持株会社は、第百九十二条の認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

2　前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

3　前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

4　総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

5　認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

(認定証の再交付)

第百九十六条　認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

2　前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

第十七条の二十八の十一中「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に、「別表第二十一号」を「別表第六十二号」に改め、同条を第百九十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業計画書の変更)

第百九十三条　認定放送持株会社は、法第百五十九条第四項に規定する事業計画書について、資本又は出資の額を変更したときは、別表第六十一号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載した書類を添えて、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十七条の十第一項中「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同条第二項中「規則」を「省令」に、「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同条を第百九十一条とする。

第十七条の九第一項中「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同条第二項中「規則」を「省令」に、「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同条を第百九十条とする。

第十七条の八第一項中「第五十二条の三十第四項」を「第百五十九条第四項」に、「別表第二十号」を「別表第六十一号」に改め、同条第二項中「第五十二条の三十第四項」を「第百五十九条第四項」に改め、同条を第百八十九条とする。

第十七条の七中「第五十二条の三十第三項第四号」を「第百五十九条第三項第四号」に改め、同条第二号中「一般放送事業者（第十七条の二十八の二」を「基幹放送事業者（第百八十三条」に、「一般放送事業者に」を「基幹放送事業者に」に、「第十七条の二十八の十二」を「第百九十四条」に改め、同条を第百八十八条とする。

第十七条の六中「第五十二条の三十第三項」を「第百五十九条第三項」に、「別表第十九号」を「別表第六十号」に改め、同条を第百八十七条とする。

第十七条の五中「第五十二条の三十第二項第五号ロ(2)（法第五十二条の三十六第二項」を「第百五十九条第二項第五号ロ(2)（法第百六十五条第二項」に改め、同条を第百八十六条とする。

第十七条の四の前の見出しを削り、同条第一項中「第五十二条の三十第二項第五号ロ（法第五十二条の三十六第二項」を「第百五十九条第二項第五号ロ（法第百六十五条第二項」に、「第十七条の二十八の十八」を「第二百一条」に、「第五十二条の三十二第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同条第五項中「第五十二条の三十二第一項」を「第百六十一条第一項」に、「第五十二条の八第二項」を「第百十六条第二項」に、「第五十二条の三十二第二項」を「第百六十一条第二項」に、「第五十二条の八第三項」を「第百十六条第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第百八十五条とし、同条の前に見出しとして「(間接に占められる議決権の割合)」を付する。

第十七条の二十八の三中「第五十二条の三十第二項第三号（法第五十二条の三十六第二項」を「第百五十九条第二項第三号（法第百六十五条第二項」に改め、同条第一号中「前条第五号」を「前条第三号」に改め、同条第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百八十四条とする。

第十七条の二十八の二の見出しを「(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)」に改め、同条中「第五十二条の三十第二項第三号（法第五十二条の三十六第二項」を「第百五十九条第二項第三号（法第百六十五条第二項」に、「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に、「第五十二条の二十九」を「第百五十八条第一項」に、「一般放送事業者に」を「基幹放送事業者に」に改め、同条第一号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第二号中「電気通信役務利用放送法第三条第一項の登録を受けた者（以下「電気通信役務利用放送事業者」という。）」を「一般放送事業者」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「一般放送事業者（電気通信役務利用放送事業者、有線テレビジョン放送事業者及び有線ラジオ放送の業務を行う者」を「基幹放送事業者（一般放送事業者」に、「一般放送事業者の放送の業務」を「基幹放送事業者の放送の業務又は基幹放送局提供事業者の放送局設備供給役務の業務」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　子会社等である基幹放送局提供事業者